報告第２号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成30年４月13日提出

逗子市長　平　井　竜　一

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

平成30年３月13日

逗子市長　平　井　竜　一

平成29年９月28日議案第37号をもって工事請負契約の締結について議決を得た市営桜山住宅建築工事について、設計変更の必要性が生じたため、次のとおり変更する。

１　契 約 金 額　変更前　４億4,377万2,000円
　　変更後　４億4,568万2,520円
２　しゅん工期限　変更なし
３　契約の相手方　神奈川県横浜市中区南仲通３丁目31番地
　　株式会社　　渡辺組
　　代表取締役　渡邉　一郎